

「高知県における「特定非営利活動促進法」の運用方針(案)」の意見公募手続(パブリックコメント)へ寄せられたご意見に対する考え方

高知県文化生活部県民生活課

- 1 意見公募期間:令和8年2月 27 日(金)から令和8年3月 30 日(月)まで
- 2 意見提出:1者から4件
- 3 ご意見の内容と県の考え方:下表のとおり

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
1	全体	この「方針」は、法令ではなく、ガイダンス的・啓発的な文書であり、「である調」よりも「です・ます調」の敬体で、市民に呼びかける表現にあらためた方が、NPO 法の理念や、行政と NPO との協働関係からみて、ふさわしいと考えます(参考:京都市における「特定非営利活動促進法の運用方針」について)。	ご意見を踏まえて、修正いたします。
2	1 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化 (3) その他の事業 イ 収益 (P4)	法第 5 条第 1 項では「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」ものは、その他の事業の「収益」ではなく、その他の事業の「利益」と定められています。「NPO 法の運用方針」(平成 15 年)の記述は、“利益”と“収益”を混同しており、用法が乱れています。法人の運営上、無用の誤解を招く可能性があるため、法律上の正確な用語で記載しておくべきであると考えます(なお、時代に合っていない「NPO 法の運用方針」(平成 15 年)に準拠して高知県の運用指針を作成する必要はなく、先進的で適切な内容の高知型の運営方針を作成すべきであると考えます)。	ご意見のとおり、法第5条では「利益」を使用しているほか、『特定非営利活動法人の手引(以下「手引」という。)]の「特定非営利活動法人 定款例」の第5条第2項においても同様に「利益」を使用しています。 一方で、「特定非営利活動法人 定款例」の「第7章 資産及び会計」では「収益」を使用しています。また、手引の計算書類の様式及び説明でも「収益」を使用しているところです。 法律上の正確な用語ではありませんが、既に定着していると考えられることから、「収益」を使用します。 なお、法の引用部分については、「利益」に修正いたします。

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
3	<p>1 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化 (4) 管理運営</p> <p>(P5)</p>	<p>「全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。」「したがって、少なくとも管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。」という記述は、法律に根拠のない要求であるため、運営指針の中で認証基準や監督基準として記載せず、削除すべきであると考えます。</p> <p>事業費と管理費のそれぞれの定義は、法には明記されておらず、事業費比率を運営方針として設定することによって、逆に、自由な社会貢献活動の足を引っ張る負の影響をもたらす恐れがあるのではないかと考えます。NPO 法人において事業費の支出対象となる活動の多くは、ボランティアによって支えられていると推察されますが、ボランティアの受入評価益と賃金相当額の人件費を収益・費用に両建てする経理は、NPO 法人会計基準には定めがあるものの、実際に計上している団体は稀です。このため NPO 法人の事業費比率は過小評価されており、50%を基準にしてしまうことがもたらす社会貢献活動の萎縮などの弊害の方が大きいのではないかと考えます。</p>	<p>事業費と管理費のそれぞれの定義は、ご意見のとおり法には明記されてはいません。</p> <p>しかしながら、特定非営利活動を行うことが「主たる目的」(法第2条第2項)であること、「営利を目的としない」(法第2条第2項第1号)法人であることを市民に対してわかりやすく示すための一つの目安として、国の運用方針に準じて設定するものです。</p> <p>ボランティアに支えられている活動の実態など、会計に現れにくいものの重要性については十分に認識していることから、実際の認証や事業報告書の受理に当たっては、機械的に判断するのではなく、「この基準を満たさない合理的な理由が認められる場合」に例示しているように、個々の法人の活動内容について聞き取りを行ったうえで判断してまいります。</p>

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
4	<p>2 「市民への説明要請」の実施 (2) 具体的な内容 ウ 「市民への説明要請」の方法</p> <p>(P6~8)</p>	<p>『「市民への説明要請」の実施は、要請文書を当該 NPO 法人に対して送付して実施するとともに、高知県のホームページに掲載し、公表する。』という内容のうち、所轄庁による公表の部分は、法律に定めのない、法人に対する過剰な制裁として懲罰的な側面を有する危険性があると考えます。一方的に公表するのではなく、あくまで、該当する法人が自発的に高知県ホームページを通じた事実の公表を要望する場合に限って、その方法で「公表することができる」ことにとどめるべきであると考えます。</p>	<p>「市民への説明要請」の最大の目的は、一部の法人のために、健全な活動を行っている他の多くのNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある状況を改善し、NPO 法人の信頼性を守ることにあります。</p> <p>県による公表は、あくまでも市民が法人を選択・監督するうえで必要な「知る権利」に応えるための情報提供であり、市民同士あるいは市民と NPO 法人との間において健全な議論がなされる土壌を育むために必要と考えています。</p> <p>また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする機会につなげられるよう運用していきたいと考えています。</p> <p>なお、現在でも事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人については、「事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人に対する対応方針」に基づき、裁判所に過料事件に該当する旨の通知を行った後に、県民生活課のホームページに掲載しております。</p> <p>説明要請文書とともに法人からの回答を掲載することによって、法人の自浄努力を図ろうとする機会になり得るものと考えております。</p>